

四国中央市水道局低入札価格審査会要綱

平成19年6月21日

訓令第32号

(設置)

第1条 水道局が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びにこの工事に関する調査、測量及び設計業務の競争入札における低価格による入札に関し、当該入札価格による契約の締結の適否について審査を行うため、四国中央市水道局低入札価格審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等)

第2条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、水道局長及び事業担当課長をもって充てる。

(会議)

第3条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

3 委員が会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

4 委員長が特に必要と認めるときは、会議を開催しないで議事を決定することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第4条 委員長、委員及び会議に出席した者は、会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、水道局入札担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月27日訓令第17号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日訓令第7号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月26日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。